

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

マクセルホールディングス株式会社

2021 年 5 月 11 日

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉 1 番地
マクセルホールディングス株式会社
代表取締役 取締役社長 中村 啓次



当社は、2021 年 4 月 28 日付でマクセル株式会社との間で締結した合併契約書に基づき、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、マクセル株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
別紙 1 「合併契約書」のとおりです。
2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）
本合併に際して株式の発行及び金銭等の交付は行いません。マクセル株式会社は当社の完全子会社であり、当社はマクセル株式会社の発行済株式のすべてを所有していることから、かかる取扱い相当であると考えております。
3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）
マクセル株式会社は、新株予約権を発行しておりませんので該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社に関する事項
 - (1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号イ）
マクセル株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。
 - (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ロ）
該当事項はありません。

- (3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 191 条第 3 号ハ）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、また、当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

従って、本合併の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

以 上

(別 紙 1)

合併契約書



合併契約書

マクセルホールディングス株式会社（以下、「甲」という。）とマクセル株式会社（以下、「乙」という。）は、2021年4月28日（以下、「本契約締結日」という。）、甲と乙との合併に関して、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：マクセルホールディングス株式会社

住所：京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：マクセル株式会社

住所：京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地

第3条（合併に際して交付する金銭等の対価）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有していることから、本合併に際して金銭等の対価の交付を行わない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第5条（合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を経ずに本合併を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の承認を経ずに本合併を行う。

第7条（会社財産及び権利義務の承継）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（従業員の引き継ぎ及びその取扱い）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については、甲及び乙が協議の上これを決定する。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議し合意の上、これを行う。

第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、本合併に必要とされる関係官庁の承認等を得られないとき、及び甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき（第6条第1項但書に基づき当該承認が必要となる場合に限る。）は、その効力を失う。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙は協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2021年4月28日

甲 京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地
マクセルホールディングス株式会社
代表取締役 取締役社長 中村 啓次



乙 京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地
マクセル株式会社
代表取締役 取締役社長 中村 啓次



(別 紙 2)

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

2020年3月期 計算書類

〔 2019 年 4 月 1 日 から
2020 年 3 月 31 日 まで 〕

マ ク セ ル 株 式 会 社

代 表 取 締 役
取 締 役 社 長 中 村 啓 次

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,136	流動負債	25,336
現金及び預金	464	電子記録債務	3,773
受取手形	3,478	買掛金	7,866
売掛金	15,166	関係会社短期借入金	5,420
たな卸資産	7,712	未払金	2,238
前渡金	19	未払費用	3,915
前払費用	825	未払法人税等	290
その他	2,472	前受金	1,443
貸倒引当金	△0	預り金	391
固定資産	45,130	固定負債	4,009
有形固定資産	14,439	退職給付引当金	3,947
建物	5,761	繰延税金負債	62
構築物	268		
機械及び装置	5,156		
車両及び運搬具	41		
工具器具及び備品	1,063		
建設仮勘定	2,150		
無形固定資産	461	負債合計	29,345
特許権	17	(純資産の部)	
ソフトウェア	347	株主資本	45,888
その他	97	資本金	5,000
投資その他の資産	30,230	資本剰余金	46,099
投資有価証券	292	その他資本剰余金	46,099
関係会社株式	16,271	利益剰余金	△5,211
関係会社出資金	9,260	利益準備金	72
従業員に対する長期貸付金	34	その他利益剰余金	△5,283
長期前払費用	6	繰越利益剰余金	△5,283
破産更生債権等	198	評価・換算差額等	33
前払年金費用	4,073	その他有価証券評価差額金	33
その他	301		
貸倒引当金	△205	純資産合計	45,921
資産合計	75,266	負債・純資産合計	75,266

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上高		89,738
売上原価		77,591
売上総利益		12,147
販売費及び一般管理費		14,341
営業損失		2,194
営業外収益		
受取利息及び配当金	255	
固定資産賃貸料	70	
その他	45	370
営業外費用		
支払利息	16	
売上割引	104	
為替差損	155	
貸借収入原価	39	
その他	23	337
経常損失		2,161
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	79	80
特別損失		
固定資産除売却損	128	
減損損失	212	
事業撤退損	1,285	
その他	5	1,630
税引前当期純損失		3,711
法人税、住民税及び事業税	176	
法人税等調整額	1,154	1,330
当期純損失		5,041

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

項 目	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,000	46,099	46,099	72	△242	△170	50,929
当期変動額							
当期純損失(△)					△5,041	△5,041	△5,041
当期変動額合計	—	—	—	—	△5,041	△5,041	△5,041
当期末残高	5,000	46,099	46,099	72	△5,283	△5,211	45,888

項 目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	99	99	51,028
当期変動額			
当期純損失(△)			△5,041
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△66	△66	△66
当期変動額合計	△66	△66	△5,107
当期末残高	33	33	45,921

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置等 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、特許権の償却年数は8年、自社利用のソフトウェアの償却年数は5年(社内における利用可能期間)であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務年数(9年～17年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務年数(9年～17年)による定額法により費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年3月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「賃料収入原価」(前事業年度29百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「補助金収入」(当事業年度3百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

商品及び製品	2,613百万円
仕掛品	3,530百万円
原材料及び貯蔵品	1,569百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 83,257百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,031百万円
短期金銭債務	2,542百万円

4. 保証債務に関する注記

従業員住宅融資	18百万円
英国年金積立不足額	560百万円

5. 偶発債務に関する注記

当社は、民生用リチウムイオン電池の製作物供給契約に関して、興富能源科技股份有限公司より、2020年3月19日付で損害賠償請求訴訟(請求金額3,591百万円)の提起を受けました。

今後、上記訴訟等の結果によっては損失が発生する可能性があります。現時点でその金額を合理的に見積もることは困難であります。今後、弁護士との協議の上、本件訴訟に対応していきます。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	17,888 百万円
仕入高	26,963 百万円
営業取引以外の取引による取引高	299 百万円

2. 減損損失

機能性材料事業に関する事業用資産によるものであります。

3. 事業撤退損

事業撤退に伴い発生した減損損失及び固定資産処分損等であります。

内訳：

減損損失	777 百万円
固定資産処分損	174 百万円
たな卸資産処分損	187 百万円
事業撤退費用	147 百万円
合計	1,285 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000 株	- 株	- 株	50,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

無配のため該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
未払賞与	448
減価償却費損金算入限度超過額	1,235
退職給付引当金	1,010
製品評価損	445
未払費用	415
繰越欠損金	914
関係会社株式評価損	5,754
その他	1,456
繰延税金資産小計	11,677
評価性引当額	△11,677
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	13
その他	49
繰延税金負債合計	62
繰延税金負債の純額	62

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している事務機器等があります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等とし、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、必要な資金は親会社からの借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式であり、時価を把握できるものについては四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブは内部管理規程に従い、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	464	464	—
(2) 受取手形	3,478	3,478	—
(3) 売掛金	15,166		
貸倒引当金	<u>△0</u>		
	15,166	15,166	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	84	84	—
(5) 電子記録債務(※1)	(3,773)	(3,773)	—
(6) 買掛金(※1)	(7,866)	(7,866)	—
(7) 関係会社短期借入金(※1)	(5,420)	(5,420)	—
(8) デリバティブ取引(※2)	3	3	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 電子記録債務、(6) 買掛金、(7) 関係会社短期借入金、

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

これらは為替予約取引であります。時価は取引金融機関からの提示された価格によっております。

(注2) 非上場株式等(貸借対照表計上額 208百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 関係会社株式(貸借対照表計上額 16,271百万円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額 9,260百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記に含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	マクセルホールディングス株式会社	被所有 直接 100.0%	兼任 有	プーリング制度 による借入 (注1)	資金の 返済	831	関係会社 短期借入金	5,420
					借入金の 利息(注2)	13		

(注1) 資金の集中管理を目的としたマクセルグループ・プーリング制度を導入しており、期末残高はその時点の借入金を表しております。

資金の融通は日々行われており、取引金額は前期末時点との差引き金額を表しております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記借入金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Maxell Corporation of America	所有 直接 100.0%	兼任 有 出向 有	当社製品・商品の販売	製品・商品の売上(注1)	6,817	売掛金	1,737
子会社	Maxell Europe Ltd.	所有 直接 100.0%	兼任 有 出向 有	当社製品・商品の販売	製品・商品の売上(注1)	3,864	売掛金	974
子会社	Maxell Asia, Ltd.	所有 直接 100.0	兼任 有 出向 有	当社製品・商品の販売	製品・商品の売上(注1)	4,093	売掛金	939
子会社	Wuxi Maxell Energy Co., Ltd.	所有 直接 100.0%	兼任 有 出向 有	当社製品の製造加工	有償支給(注2)	5,745	流動資産 その他	837
					仕入(注1)	9,779	買掛金	1,232

(注1) 市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(注2) 当社は Wuxi Maxell Energy Co., Ltd.に材料の有償支給を行い、加工後買い戻しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 918,417円83銭

1株当たり当期純損失金額 100,821円91銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

2020 年 3 月 期 事 業 報 告

〔 2019年 4 月 1 日 か ら
2020年 3 月 3 1 日 ま で 〕

マ ク セ ル 株 式 会 社

代 表 取 締 役 中 村 啓 次
取 締 役 社 長

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるグローバル経済は、米中通商摩擦の長期化による両国経済の悪化や、海外経済の減速による日本経済の低迷など、減速感が続く状況となっていたことに加え、第4四半期において新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、新たな景気悪化要因となりました。当社においても中国など海外工場の操業度の低下や製品・部品の調達停滞、中国向け販売の減少といった影響を受けることとなりました。

このような状況のもと、当期の売上高は、主にプロジェクター、健康・理美容機器、車載カメラ用レンズユニット、耐熱コイン型リチウム電池等の販売減少により、89,738百万円となりました。利益面でも、ヘッドアップディスプレイの開発費の影響や耐熱コイン型リチウム電池の収益性の悪化などにより、営業損益は2,194百万円の損失、経常損益は2,161百万円の損失、当期純損益は民生用リチウムイオン電池設備に係る減損など特別損失の計上もあり5,041百万円の損失となるなど、減収・減益の業績となりました。

また当社の事業は、エネルギー、産業用部材料、電器・コンシューマーの3つのセグメントで構成されており、セグメント別の売上高、営業利益は次のとおりです。

(エネルギー)

自動車市場の減速の影響を受けた耐熱コイン型リチウム電池、民生用リチウムイオン電池等が減収となったことから、エネルギー全体の売上高は35,113百万円となりました。営業利益は主に耐熱コイン型リチウム電池の減収の影響が大きく、1,227百万円となりました。

(産業用部材料)

自動車市場の減速の影響を受けた車載カメラ用レンズユニットや粘着テープ等が減収となったことから、産業用部材料全体の売上高は25,562百万円となりました。営業利益は、インクの収益性悪化、車載カメラ用レンズユニット等の減収の影響により、1,096百万円となりました。

(電器・コンシューマー)

主にプロジェクターや健康・理美容機器の減収により、電器・コンシューマーの売上高は29,063百万円となりました。営業損益は、ヘッドアップディスプレイの開発費増加や、プロジェクター、健康・理美容機器の赤字拡大が影響し、4,517百万円の損失となりました。

(2) 目標とする経営方針

当社は、「スマートライフをサポート 人のまわりにやすらぎと潤い」をマクセルグループ全体の経営ビジョンとして共有しており、その実現に向け、自動車、住生活・インフラ、健康・理美容の成長3分野を基軸とした事業規模の拡大と持続的成長の実現を目標としています。また、マクセルグループの中核事業会社としてグループ全体の成長の牽引役となり、MBP戦略によりマクセルグループに加わった新たな事業や事業会社とのシナジーの早期実現を図っていくことも大きなミッションと考えています。

また、これらの目標の達成に向け、事業会社としての独立性を活かし、迅速かつ機動的な経営を進めるとともに、企業として組織力の最大化を図ります。

(3)設備投資の状況

設備投資につきましては、28 億円実施いたしました。主に産業用部材料製造設備及び電池製造設備に関するものです。

(4)資金調達の状況

該当事項はございません。

(5)主要な借入先(2020 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
マクセルホールディングス株式会社	5,420

(6)財産及び損益の状況の推移

区 分	2017 年度	2018 年度	2019 年度
売 上 高 (百 万 円)	53,054	99,144	89,738
経 常 損 益 (百 万 円)	1,996	1,067	△2,161
当 期 純 損 益 (百 万 円)	1,438	△889	△5,041
1 株当たり当期純損益(円)	28,755.79	△17,770.33	△100,821.91
純 資 産 (百 万 円)	52,689	51,028	45,921
総 資 産 (百 万 円)	82,863	84,614	75,266

(注) 1. 設立3期目のため、3事業年度のみを記載しております。

2. 当社は、2017 年 10 月 1 日に親会社であるマクセルホールディングス株式会社より事業を承継したため、2017 年度の売上高は承継後の 2017 年 10 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日の売上高となります。

3. 2018 年度の経常利益の減少は、民生用リチウムイオン電池及び健康理美容の販売減少等によるものです。また、経常利益の減少に加え震災等関連費用及びブランド整理損の計上により当期純損失となっております。

4. 2019 年度の売上高の減少及び経常損失は、プロジェクター等の販売減少によるものです。また、民生用リチウムイオン電池等の事業計画見直しに伴う損失の計上により当期純損失は悪化しております。

(7)主要な事業内容(2020 年 3 月 31 日現在)

当社の主要な事業内容及び製造、販売する主要製品は、次のとおりであります。

主要事業区分	主要製品
エネルギー	コイン形リチウム二次電池、リチウム一次電池、ボタン電池、産業用リチウムイオン電池、民生用リチウムイオン電池、太陽光発電、充電器・組電池
産業用部材料	光学部品、機能性材料、電鍍・精密部品、金型・合成樹脂成形品、粘着テープ、RFID システム、IC カード
電器・コンシューマー	プロジェクター、小型電気機器、ヘルスケア、音響機器、光ディスク、充電機器、アクセサリ、乾電池

(8) 主要な営業所及び工場 (2020 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地
本 店	京都府乙訓郡大山崎町
本 社	東京都港区 京都府乙訓郡大山崎町
研 究 所	京都府乙訓郡大山崎町 神奈川県横浜市戸塚区
事 業 所 ・ 工 場	京都府乙訓郡大山崎町 神奈川県川崎市多摩区 神奈川県横浜市戸塚区 山梨県北杜市 兵庫県小野市 福岡県田川郡福智町
営 業 所	東京都渋谷区 神奈川県川崎市多摩区 埼玉県春日部市 愛知県名古屋市中村区 大阪府大阪市北区 大阪府大阪市中央区 広島県広島市南区 福岡県福岡市中央区

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はマクセルホールディングス株式会社であり、同社は当社株式 50,000 株（出資比率 100%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容	所在地
Maxell Corporation of America	38,000 千米ドル	100.0	当社製品の販売	米 国
Wuxi Maxell Energy Co., Ltd.	400,693 千人民元	100.0	電池等の製造及び販売	中 国
Maxell Europe Ltd.	20,000 千英ポンド	100.0	当社製品の販売	英 国
Maxell Digital Products China Co., Ltd.	160,000 千人民元	78.0	プロジェクター等の製造及び販売	中 国
PT. SLIONTEC EKADHARMA INDONESIA	17,031 百万 インドネシア ルピア	72.0	粘着テープの製造及び販売	インドネシア
Maxell Tohshin (Malaysia) Sdn. Bhd.	18,729 千 マレーシア リンギット	100.0	光学部品の製造及び販売	マレーシア
Maxell Asia, Ltd.	30,000 千香港ドル	100.0	アジア地域販売会社の統括及び当社製品の販売	香 港

(10)従業員の状況(2020年3月31日現在)

従業員数	平均勤続年数	平均年齢
1,755名	20.0年	44.6歳

(11)事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はございません。

(12)他の会社の事業の譲受け

該当事項はございません。

(13)吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はございません。

(14)他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はございません。

2. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名
代表取締役 取締役社長	中村 啓次
取締役	小野寺 修
取締役	佐野 健一
取締役	鈴木 智博
取締役	須本 誠司
取締役	出口 雅晴
取締役	乗松 幸示
取締役	増田 憲俊
監査役	鈴木 啓之

(注) 1. 2019年3月31日付で取締役 鈴木啓之、監査役 池上勝憲、北尾 渉及び渡邊史信は辞任により退任いたしました。

2. 2019年4月1日付で取締役 増田憲俊及び監査役 鈴木啓之が新たに就任いたしました。

3. 会計監査人の状況(2020年3月31日現在)

(1)会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2)会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

該当事項はございません。

(3) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項
該当事項はございません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

4. 株式に関する事項(2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 200,000 株

(2) 発行済株式の総数 50,000 株

(3) 株主数 1 名

(4) 大株主

株主名	所有株式数(株)	出資比率(%)
マクセルホールディングス株式会社	50,000	100

5. 会社の体制及び方針(2020年3月31日現在)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「マクセルグループ企業行動基準」、「マクセルグループ行動規範」を制定し、当社及びその子会社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守する行動を取るための規範と定め、その啓発教育を徹底する。
- (b) 子会社を含めた内部統制システムの構築とその厳格運用により、当社及びその子会社の取締役及び使用人の法令及び定款違反の未然防止に努める。
- (c) 内部監査担当部門による内部監査により、当社及びその子会社の取締役及び使用人の法令及び定款違反を監視する。
- (d) コンプライアンスマネジメント委員会を設置し、コンプライアンス強化のための体制を整備する。
- (e) 「マクセルグループ行動規範」に則り、暴力団などの反社会的勢力とは取引関係を含めた一切の関係を遮断するとともに、不当・不法な要求には一切応じないこととする。
- (f) 財務報告が法令等に従って適正に作成されるため、業務規則及び業務プロセスを整備するとともに、その運用状況を内部監査担当部門、監査役及び会計監査人が検証する。
- (g) 社内及び社外を窓口とする内部通報制度を設置し、法令及び定款違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定・実施する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の決定・執行に係る主要関連情報を、文書保存規則に則り文書で保存し、重要な営業秘密、個人情報等法令等で保管・管理が要請される情報については情報セキュリティマネジメント総則に則り取り扱わなければならない。

当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規則その他の体制

取締役社長は当社及びその子会社からなる企業集団の損失の危険の管理全般に関する最終責任を有し、当社グループのリスク管理活動全般を統括指揮する。

- (a) リスク管理規則を定めるとともに、リスク管理委員会を設置し、子会社を含む横断的なリスク管理体制を整備する。
- (b) リスクが実現化し、重大な損失の発生が予測される場合を想定し、損害を最小限にとどめるために、取締役社長を責任者とする対策本部、緊急時の連絡網、その他の情報伝達網、業務の継続に関する方針等を予め整備する。

当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は以下の経営管理システムを用いて、当社及びその子会社の取締役の職務の執行を継続的に管理する。

- (a) 連結経営の基本方針
当社は、業績・効率両面で連結経営価値の最大化に努めること、自主独立・自主経営を尊重すること、グループ内の取引を公正な市価をベースとして行うこと等を内容とした連結経営の基本方針を策定し、連結経営効率の向上に努める。
- (b) 予算・業績管理
中期経営計画、年度予算制度に基づき、明確な目標付与、独立採算制の徹底を通じて子会社を含む区処グループ全体の業績管理を行う。
- (c) 役員の派遣
子会社に対して取締役、監査役を派遣し、日常の経営指導に当たるとともに、当社の監査役、内部監査担当部門により、法令及び定款の遵守状況等のモニタリングを実施する。また、子会社において法令及び定款違反その他著しい損害が生じる事態が発生した場合に、適時かつ適切にその状況を把握できる情報伝達体制を構築する。

子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は子会社に対して「関連会社等管理運営規則」に基づき、経営の重要な事項について当社の承認または報告を求めるとともに、子会社から事業計画等の報告を定期的に受けるものとする。

監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役がその職務を遂行する上で、監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
- (b) 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事考課に関する査定・賞罰・懲戒等については監査役の事前の同意を要するものとする。
- (c) 監査役はその職務を補助させるため、監査役を補助すべき使用人に対して指揮・命令を行うことができ、当該指揮・命令に関して、監査役を補助すべき使用人は取締役及び他の使用人の指揮・命令は受けないこととする。

当社及びその子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 監査役が策定する監査計画に従い業務報告会を開催し、当社及びその子会社の取締役及び使用人等に対して所定の事項につき報告を求めることができる。重要かつ緊急を要する事項の場合はその都度、直ちに報告を行わなければならない。
- (b) 監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いも行わないものとする。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は必要に応じ、主要な社内会議に出席し、情報を収集することができる。
- (b) 監査役は、取締役の職務の執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- (c) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人等と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

- (a) 法令遵守の実効性を確保するため「マクセルグループ企業行動基準」、「マクセルグループ行動規範」の周知徹底、社内教育や啓発活動等の各種施策を実施しております。
- (b) 当社グループの内部統制を統括する組織としてインターナルコントロール委員会を設置し、同委員会の下にリスク管理委員会、J-SOX 委員会、コンプライアンスマネジメント委員会等の各委員会を組織し、内部統制を一元的に推進しております。
- (c) 内部監査担当部門は、年間の監査計画に基づき、当社各部門及び当社子会社における業務の適正性や効率性等を監査し、その監査結果を取締役会及び監査役に定期的に報告するとともに必要に応じて提言を行っております。
- (d) 内部通報制度の周知と利用環境の整備に努め、その運用状況については定期的に取締役会において報告を行っております。

当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (a) 子会社を含めたリスク管理を横断的に行う組織としてリスク管理委員会を設置し、各所管部門に対するリスク調査の結果に基づき、事業運営上の様々なリスクを分析・評価するとともにその対応策の策定を進めるなど適切なリスク管理を行っております。
- (b) 毎月開催している業績会議において区処グループ全体の業績管理を行うとともに、子会社から経営上の重要事項の附議または報告を受けるなど、業務の適正の確保に努めております。
- (c) 監査役と内部監査担当部門及び各部門責任者等との定期的な報告会やヒアリングを実施するとともに、各種委員会等の重要会議に監査役が出席するなど、監査役への適切な報告体制及び監査の実効性が確保されるよう努めております。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年6月1日

マ ク セ ル 株 式 会 社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

廣田 剛樹 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

島藤 章太郎 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マクセル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類、（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

マクセル株式会社

監査役 鈴木啓之

